

電話等サービス契約約款

【現改比較表】 2024年7月1日時点

～2024年6月30日

2024年7月1日～

目次 (略)

第1章～第15章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1

2-1-1～2-1-6 (略)

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
電話リレーサービス料	<u>1円 (1.1円)</u>

備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価 (当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>) に掲載するものとします。) を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

2-2～2-3 (略)

第2 (略)

第2表～第7表 (略)

目次 (略)

第1章～第15章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1

2-1-1～2-1-6 (略)

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
電話リレーサービス料	<u>電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額</u>

備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>) に掲載するものとします。

2-2～2-3 (略)

第2 (略)

第2表～第7表 (略)

附 則 (令和6年6月17日 C A S企第000400004259-01号)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。